

●● 児童福祉各手当

▼子育て支援課

離婚・死亡などで父または母と生計を共にしていない児童や、父または母が重度の障害者である家庭の児童を養育している方を対象に、児童が18歳に到達する年度の末日まで児童扶養手当・県遺児手当・市遺児の育成をはかる手当(各所得制限あり)が支給されます。ただし、児童が里子になっているときや児童福祉施設に入所しているとき、公的年金などを受給している場合は、支給されないことがあります。

◆児童扶養手当月額

児童1人目 :42,910円～ 10,120円

児童2人目 :10,140円～ 5,070円

児童3人目以降: 6,080円～ 3,040円

◆県遺児手当月額(児童1人当たり)

1～3年目:4,350円

4・5年目 :2,175円

6年目以降は支給されません

◆市遺児の育成をはかる手当月額(児童1人当たり)

2,100円

●● 市遺児の育成をはかる手当

▼子育て支援課

7月定期支払い分(4～7月分)を7月12日(金)に、指定された金融機関口座に振り込みます。個別の支払い通知はありませんので、預金通帳などで確認してください。

保育士が答える!

パパママ相談室

食事をじっと座って、落ち着いて食べられません。

おなかがすいた状態で食事の時間を迎えられるように、朝食、昼食、おやつ、夕食の量や時間を調整しながら、食事のリズムを整えていきましょう。また、「早く食べなさい」と急かすのではなく、「遊ぶこと」「食事をする事」のけじめをつけ、テレビをつけっ放しにしたり、興味を引くようなおもちゃなどを近くに置かないようにしたりして、落ち着いて食べられる環境を作ることがたいせつです。パパママ自身もキッチンを行ったり来たりせず、子どもが食事に集中できるように意識してみましょう。



豊川市の子育て情報をお届けします

- 子育て支援課 ☎ 89-2133
- 保育課 ☎ 89-2274
- 子育て支援センター ☎ 89-1398
- 子育ての訪問相談に関しては
- 利用者支援専用ダイヤル ☎ 89-7031

●● 里親になりませんか

▼子育て支援課

県では、里親になってくださる方を募集しています。里親とは、親の病気や離婚、虐待などさまざまな事情により、家庭で生活できなくなった子どもたちを、自分の家庭に迎え入れ、温かい愛情と理解をもって養育していただく方です。また、里親制度の説明や里親の体験発表を行う「里親養育体験発表会」が、7月28日(日)10:30から東三河総合庁舎(豊橋市八町通)で開催されます。詳しいことは、東三河児童・障害者相談センター(0532-54-6465)へお問い合わせください。

●● 令和2年4月保育所等入所スケジュールの見直しについて

▼保育課

市では、入所希望者の増加や保護者の就労などを考慮し、入所決定時期を早める対策として、令和2年4月入所のスケジュールを見直し、申込時期を例年より約2週間繰り上げ10月上旬に行う予定です。また、入所説明会は、これまで各施設で実施していましたが、今回から市全体で一括して9月に実施する予定です。日程・会場などは8月の広報に掲載します。なお、入所を希望する施設の見学は、各施設で開催しているミニ体験などへお出掛けください。ミニ体験の情報は、子育て支援センターのホームページをご覧ください。



ミニ体験や園庭開放などの情報については、こちらをご覧ください

子育て支援センター 検索

